

概要版

下松市第3期子ども・子育て支援事業計画

くだまっ 星の子プラン

令和7年度～令和11年度

下松市公式
マスコットキャラクター
くだまる

令和7年3月
下松市

計画の概要

計画の位置付け	● 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画です。 ● 本計画は、「子どもの貧困対策計画」「次世代育成支援行動計画」「母子保健計画」を含めた計画です。 ● 本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「こども計画」の一部を構成する計画です。 ● 本計画は、「下松市総合計画」などとの整合性を図っています。
計画の期間	● 計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間となります。 ● 毎年本計画の進捗状況を把握し、その過程の中で必要に応じて見直しを行い、改善を図ります。
計画の対象	● 全ての子ども(概ね18歳)とその家庭、地域、企業、関係機関等全ての個人及び団体が対象となります。

基本理念と基本的視点

安心して子どもを産み育てられることができるよう、家庭・地域・行政で支えあいながらまちづくりを推進していくこと、心も体も健全で人を思いやることのできる優しい子どもたちを育てるため、教育・保育の質の向上を目指すことを、基本理念として設定します。

基本理念

安心☆優しさ☆支えあい
☆子育て三つ星シティ くだまつ



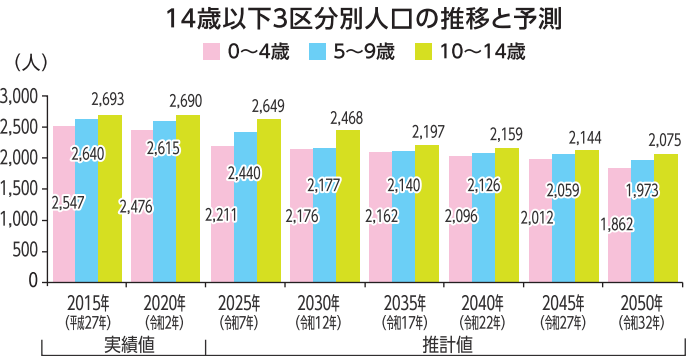
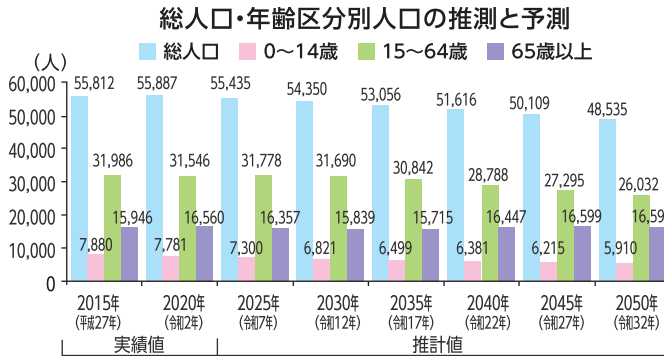
基本的視点

視点 1	子どもの視点	視点 6	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
視点 2	子育て家庭の視点	視点 7	全ての子どもと家庭への支援の視点
視点 3	子育て支援サービスの利用者の視点	視点 8	地域における社会資源の効果的な活用の視点
視点 4	地域社会全体による支援の視点	視点 9	サービスの質の視点
視点 5	仕事と生活の調和実現の視点	視点 10	地域特性の視点



下松市の統計からみる現状

- 本市の総人口は、令和2年(2020年)は55,887人ですが、その後は減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口は減少傾向で推移すると推計されています。一方、65歳以上の老年人口は令和17年(2035年)までは減少傾向、それ以降は増加傾向で推移すると推計されています。
- 本市の令和2年(2020年)の0～4歳人口は2,476人、5～9歳人口は2,615人、10～14歳人口は2,690人ですが、3つの年代ともにその後は減少傾向で推移すると推計されています。

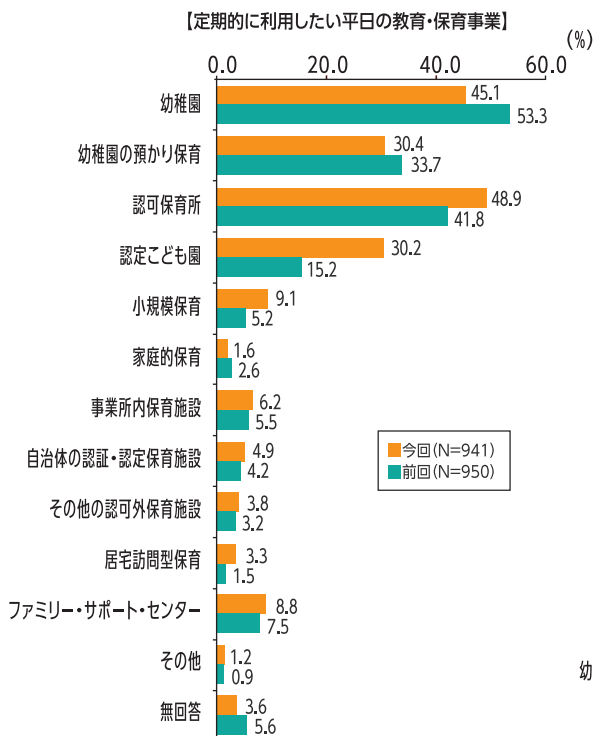


資料：平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果(遡及集計)(令和3年11月30日公開(更新))及び令和2年は国勢調査結果、令和7年以降は日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

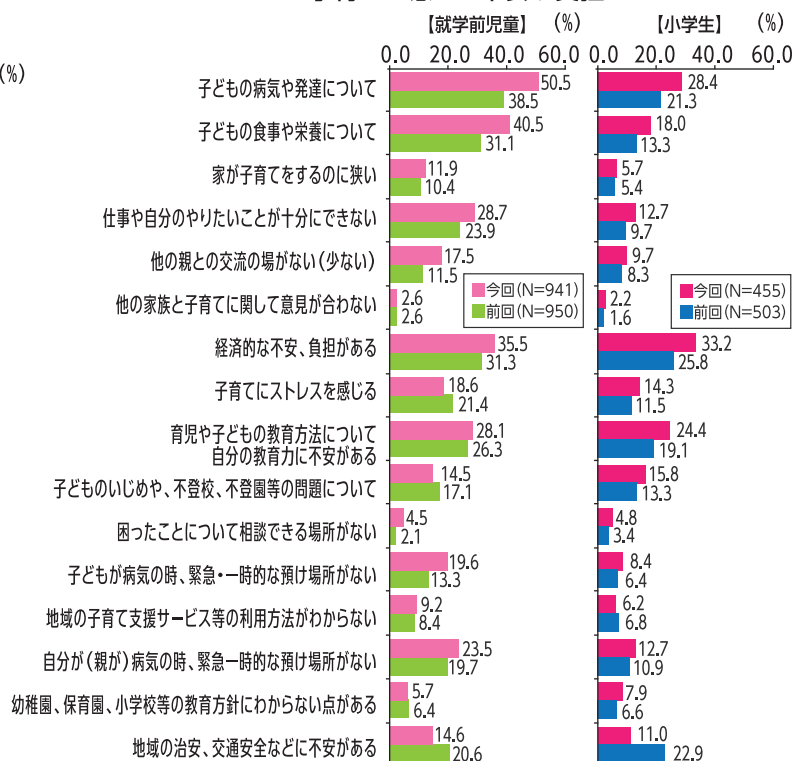
下松市のアンケートからみる現状

- 定期的に利用したい平日の教育・保育事業については、「認可保育所」、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」の順となっており、前回と比べて「幼稚園」の割合が減少し、「認可保育所」及び「認定こども園」の割合が増加しています。
- 子育てで感じる不安や負担について、就学前児童は「子どもの病気や発達について」の割合が最も高く50%以上となっていますが、小学生では「経済的な不安、負担がある」が最も高くなっています。前回と比べて、就学前児童で「子どもの病気や発達について」、「子どもの食事や栄養について」が増加しており、小学生では「子どもの病気や発達について」、「経済的な不安、負担がある」がやや増加しています。一方、「地域の治安、交通安全などに不安がある」は就学前児童、小学生ともに減少しています。

定期的に利用したい平日の教育・保育事業
(就学前児童のみ)



子育てで感じる不安や負担



【基本施策】

【具体的施策】

【施策名】(抜粋)

1 社会や家庭に おける子育て 意識の啓発

①子育てに関する社会全体の意識喚起

- ◆啓発活動
- ◆啓発事業の開催
- ◆啓発活動への支援

②家庭における子育て意識の高揚

- ◆親の学習機会の拡充
- ◆子育てに関する男女共同参画意識の醸成
- ◆親としての自覚向上への支援

③次代の親の育成

- ◆保育・福祉等の体験事業への支援
- ◆子どもに関する地域情報の提供
- ◆公民館子ども教室の強化
- ◆ふれあい体験事業の実施 など

2 母子保健施策 の充実

①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- ◆母子健康手帳交付時の保健指導
- ◆妊婦一般健康診査
- ◆保健師等による妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児・養育支援家庭等訪問
- ◆利用者支援事業(こども家庭センター型) など

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ◆学校保健や関係機関と地域保健の連携
- ◆子どもの発達段階に応じた食育の推進

③子どもが健やかに育つための地域づくり

- ◆育児サークルの育成
- ◆保健推進員による妊婦・乳幼児家庭訪問
- ◆保健推進員による子育ての集い など

④育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- ◆育児相談
- ◆のびっ子相談(発達相談)
- ◆元気っ子教室
- ◆年中児すくすく子育て相談会(5歳児発達相談) など

⑤妊娠期からの児童虐待防止対策

- ◆母子健康手帳交付時の保健指導
- ◆乳幼児健康診査
- ◆産前・産後サポート事業
- ◆産後ケア事業 など

3 行政による 子育て支援

①子育て情報の提供・子育て相談の強化

- ◆子育て情報の提供
- ◆子育てお助け情報リーフレットの作成
- ◆相談事業の強化
- ◆利用者支援事業の実施

②経済的支援の充実

- ◆就学援助費の充実
- ◆保育料の負担軽減
- ◆乳幼児医療費助成制度の所得制限の撤廃の継続
- ◆学校給食費の保護者負担の軽減 など

③関係機関の連携強化

- ◆子育てに関する庁内間の連携強化
- ◆民生委員・児童委員、主任児童委員の活動強化
- ◆青少年育成協議会の活動強化

び具体的施策

【基本施策】

4

地域による
子育て支援

【具体的施策】

①各種団体による地域活動の
充実・支援

【施策名】(抜粋)

- ◆子ども会等青少年団体への支援
- ◆家庭教育支援チームによる支援
- ◆こども食堂との連携
- ◆子育てサークルへの支援 など

5

子育てと仕事
の両立支援

①多様な保育ニーズへの対応

- ◆特別保育の充実
- ◆教育・保育施設等に携わる職員研修の充実
- ◆病児・病後児保育の充実
- ◆乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)の実施<新規> など



②子育て支援施設の機能強化

- ◆幼稚園の認定こども園への移行
- ◆施設の整備・充実
- ◆保育園の適正な定員の確保
- ◆地域子育て支援センターの機能強化 など

③放課後児童クラブ(児童の家)
の充実

- ◆放課後児童クラブ(児童の家)活動の充実
- ◆放課後児童クラブ(児童の家)の整備
- ◆放課後児童対策パッケージの推進

④ワーク・ライフ・バランスの
実現のための働き方の見直し

- ◆ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発
- ◆継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ
- ◆女性の再就職のための支援
- ◆結婚支援

6

安心して
子育てができる
生活環境の整備

①良質な生活環境の整備

- ◆安全な道路交通環境の整備
- ◆体験型農業公園の整備
- ◆都市公園の整備
- ◆子どもや子育て家庭に配慮したまちづくり



②学校等の教育環境の整備

- ◆「生きる力」を育む教育の充実
- ◆校庭の開放等による子どもの健全な活動の場の提供
- ◆教育相談、不登校児童生徒支援事業
- ◆読書活動の推進 など

③安全・安心なまちづくりの推進

- ◆青少年の非行防止に対する啓発活動
- ◆青少年を守る良好な環境づくり
- ◆思春期保健対策の推進
- ◆子どもが犯罪等に巻き込まれない環境づくり

④特別な支援が必要な児童等
への対策の推進

- ◆児童虐待防止対策の充実
- ◆障害児施策の充実
- ◆ひとり親家庭に対する支援
- ◆ヤングケアラーへの支援

⑤子どもの貧困解消に
向けた対策の推進
(下松市子どもの貧困対策計画)



- ◆親の妊娠期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援
(教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- ◆支援が必要な子ども・家庭をつなぐための仕組みづくり

教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

教育・保育の提供区域の設定

- 第1期及び第2期事業計画と同様、下松市全域を提供区域として定めます。

認定区分

認定区分	対象となるこども	対象施設
1号認定(教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前のこども	幼稚園 認定こども園
2号認定(保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前のこども	保育所 認定こども園 地域型保育
3号認定(保育認定)	3歳未満で保育を必要とするこども	

教育・保育事業の提供体制

初年度 令和7年度(2025年度)

(単位:人)

令和7年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳
①需要量の見込み	750	856	79	533
②供給量(確保の方策)	702	832	142	553
特定教育・保育施設	702	780	93	399
地域型保育事業	0	0	24	71
企業主導型保育事業	0	18	22	67
上記以外	0	34	3	16
②－①＝	-48	-24	63	20

中間年度 令和9年度(2027年度)

(単位:人)

令和9年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳
①需要量の見込み	711	869	77	549
②供給量(確保の方策)	702	832	142	553
特定教育・保育施設	702	780	93	399
地域型保育事業	0	0	24	71
企業主導型保育事業	0	18	22	67
上記以外	0	34	3	16
②－①＝	-9	-37	65	4

最終年度 令和11年度(2029年度)

(単位:人)

令和11年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳
①需要量の見込み	689	860	75	534
②供給量(確保の方策)	702	862	145	559
特定教育・保育施設	702	810	96	405
地域型保育事業	0	0	24	71
企業主導型保育事業	0	18	22	67
上記以外	0	34	3	16
②－①＝	13	2	70	25

地域子ども・子育て支援事業の事業内容と目標値(令和11年度(2029年度)の確保方策)

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

- ・基本型:教育・保育施設等
- ・特定型:こども未来課
- ・こども家庭センター型:こども家庭課
(令和7年度(2025年度)中にこども家庭センター開設予定)

<妊婦等包括相談支援事業【新規】>

令和7年(2025年)4月1日から開始される事業です。
妊婦等に対して面談などで、妊婦等の心身の状況や妊婦の置かれている環境等を把握するほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行います。本市においては、利用者支援事業(こども家庭センター型)として実施します。

(単位:箇所数)	
	令和11年度
①需要量の見込み	各1か所
基本型	各1か所
(※)地域子育て相談機関利用者支援事業基本型を含む	各1か所
特定型	1か所
こども家庭センター型	1か所
②供給量(確保の方策)	各1か所
基本型	各1か所
(※)地域子育て相談機関利用者支援事業基本型を含む	各1か所
特定型	1か所
こども家庭センター型	1か所
②-①=	0

②時間外保育事業(延長保育)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【対象年齢】0歳児～5歳児

(単位:人/日)	
	令和11年度
①需要量の見込み	533
②供給量(確保の方策)	1,367
②-①=	834

③放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。【対象年齢】小学校1年生～6年生

<通常期> (単位:人/年)		<通常期> (単位:人/年)		<長期休業中> (単位:人/年)		<長期休業中> (単位:人/年)	
小学校低学年	令和11年度	小学校高学年	令和11年度	小学校低学年	令和11年度	小学校高学年	令和11年度
①需要量の見込み	540	①需要量の見込み	152	①需要量の見込み	657	①需要量の見込み	231
②供給量(確保の方策)	640	②供給量(確保の方策)	200	②供給量(確保の方策)	685	②供給量(確保の方策)	245
②-①=	100	②-①=	48	②-①=	28	②-①=	14

④子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設又は里親宅等で養育・保護等を行っています。

令和6年度(2024年度)からは、養育環境に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等にも利用できるようになりました。【対象年齢】0歳児～18歳

(単位:人日/年)	
	令和11年度
①需要量の見込み	60
②供給量(確保の方策)	60
②-①=	0

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。【対象年齢】0歳児

(単位:人/年)	
	令和11年度
①需要量の見込み	423
②供給量(確保の方策)	423
②-①=	0

⑥養育支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【対象年齢】0歳児～5歳児(就学前)

(単位:人)	
	令和11年度
①需要量の見込み	70
②供給量(確保の方策)	70
②-①=	0

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【対象年齢】0歳児～5歳児(主として、概ね3歳児未満の児童及びその保護者)

(単位:人日/年)	
	令和11年度
①需要量の見込み	2,900
②供給量(確保の方策)	3,000
②-①=	100

⑧一時預かり事業

市内の全ての幼稚園が新制度に移行しており、幼稚園での預かり保育については、需要量に対する実施が可能となっています。

(1)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)(1号認定、2号認定で幼稚園希望)【対象年齢】3歳児～5歳児

(2)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)【対象年齢】0歳児～5歳児

(単位:人/年)	
	令和11年度
①需要量の見込み	4,657
②供給量(確保の方策)	7,900
②-①=	3,243

⑨病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。【対象年齢】生後3か月～小学校6年生

(単位:人日/年)	
	令和11年度
①需要量の見込み	753
②供給量(確保の方策)	1,100
②-①=	347

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。【対象年齢】0歳児～5歳児、小学生、中学生

(単位:人日/週)		(単位:人日/週)		(単位:人日/週)		(単位:人日/週)	
0歳児～5歳児	令和11年度	小学校低学年	令和11年度	小学校高学年	令和11年度	中学生	令和11年度
①需要量の見込み	13	①需要量の見込み	10	①需要量の見込み	8	①需要量の見込み	4
②供給量(確保の方策)	13	②供給量(確保の方策)	10	②供給量(確保の方策)	8	②供給量(確保の方策)	4
②-①=	0	②-①=	0	②-①=	0	②-①=	0

⑪妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査の費用を助成する事業です。

(単位:人回/年)	
	令和11年度
①需要量の見込み	423
②供給量(確保の方策)	423
②-①=	0

⑫産後ケア事業

令和6年(2024年)の子ども・子育て支援法改正により新たに「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられました。

産後も安心して子育てができるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を行う事業で、病院・助産所の空き病床を活用する宿泊型、日中来所した利用者を対象とするデイサービス型、担当者が自宅まで出向くアウトリーチ型があります。

(単位:人日/年)	
	令和11年度
①需要量の見込み	193
②供給量(確保の方策)	193
②-①=	0

⑬乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

令和6年(2024年)の子ども・子育て支援法改正により、新たに創設される事業です。

未就園の0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労状況を問わず、月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園を可能とする事業です。令和7年度(2025年度)に地域子ども・子育て支援事業に位置付けられますが、令和8年度(2026年度)からは給付制度となります。

(単位:人日/年)		(単位:人日/年)		(単位:人日/年)	
0歳児	令和11年度	1歳児	令和11年度	2歳児	令和11年度
①需要量の見込み	1,764	①需要量の見込み	2,016	①需要量の見込み	2,268
②供給量(確保の方策)	1,764	②供給量(確保の方策)	2,016	②供給量(確保の方策)	2,268
②-①=	0	②-①=	0	②-①=	0

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

(単位:人日/年)	
	令和11年度
①需要量の見込み	90
②供給量(確保の方策)	90
②-①=	0

⑮実費徴収に係る補足給付を行う事業

【供給体制】 今後、国の指針等に基づき検討していきます。

⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【供給体制】 今後、国の指針等に基づき検討していきます。

⑰子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

【供給体制】 関係機関を対象とした研修会の実施等を検討していきます。

⑱児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【供給体制】 今後、国の指針等に基づき検討していきます。

⑲親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。【供給体制】 今後、国の指針等に基づき検討していきます。

下松市第3期子ども・子育て支援事業計画 くだまつ星の子プラン【概要版】 令和7年3月策定

編集・発行／下松市 こども未来部 こども未来課

〒744-8585 山口県下松市大手町3丁目3番3号 TEL.0833-45-1836 FAX.0833-41-6220

